

和歌山県監査公表第24号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく監査請求について監査を執行し、和歌山県知事に勧告していたが、その勧告に基づく措置について通知があったので、同条第9項の規定により公表する。

平成21年9月11日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 須 川 倍 行
和歌山県監査委員 江 上 柳 助

(通知文)

砂 第 429 号
平成21年8月27日

和歌山県監査委員 楠 本 隆
和歌山県監査委員 足 立 聖 子
和歌山県監査委員 須 川 倍 行
和歌山県監査委員 江 上 柳 助

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

住民監査請求に係る監査結果（勧告）に対する措置について（通知）

平成21年6月29日付け和監委第28号で通知のあった標記について、地方自治法第242条第9項の規定により、講じた措置を下記のとおり通知します。

記

1 勧告の内容

急傾斜地崩壊対策緊急整備工事に伴い支出した物件移転補償費36,720円については、適正な公金の支出とは認められないので、地方自治法第242条第4項の規定により、適切な措置を講じるよう勧告する。

2 措置状況

勧告を受けた物件移転補償費の支出は、適正な公金の支出とは認められないため、当該物件移転契約者にこの旨説明し、8月18日に返納された。

なお、今回の監査結果を踏まえ、関係職員による会議を開催し、適正な事務の執行に努めるよう周知徹底した。